

清水港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和 6 年 2 月

清水港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・令和3年 2月 第41回静岡県地方港湾審議会
- ・令和3年 3月 交通政策審議会第81回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和4年 10月 第43回静岡県地方港湾審議会
- の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

1. 清水港日の出地区において、海岸（防潮堤）事業と民間開発の連携した緑地整備の見直し、および、静岡市における文化施設の整備に対応するため、土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

1-1 日の出地区

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、以下のとおり計画する。

- (1) 海岸（防潮堤）事業と民間開発の連携した緑地整備の見直しに対応するため、緑地を次のとおり計画する。

緑地 1 h a [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

港湾環境整備施設計画に対応するとともに、静岡市の文化施設の整備により、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠 頭 地	港 湾 用 地	湾 連 地	交 厚 用 地	流 生 地	工 業 地	都 機 用 地	市 能 地	交 機 用 地	通 能 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	廃 棄 物 理 設 地	海 処 用 地	面 分 地	公 用	共 地	合 計
日 の 出	(6) 6	(8) 8	(7) 7						(1) 1			(5) 5						(26) 26

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3:今回の変更に係る地区のみ記載した。

計画変更箇所位置図



